

東日本大震災復興支援「とどけよう スポーツの力を東北へ！」
平成 27 年度全国スポーツ少年団指導者協議会開催要項

1. 主旨

全国的なスポーツ少年団指導者の相互情報交換・相互研修を通して、指導者自身の資質向上と、団活動・組織内指導活動のより一層の充実を図るため、各都道府県スポーツ少年団指導者代表による全国協議会を開催する。

2. 主催 公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団

3. 主管 日本スポーツ少年団指導者協議会運営委員会

4. 後援 文部科学省

5. 期日 平成 27 年 6 月 19 日（金）～ 20 日（土） 1 泊 2 日

6. 会場

岸記念体育会館

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 TEL : 03-3481-2222

7. 参加者

日本スポーツ少年団に届出を行っている各都道府県スポーツ少年団指導者協議会代表（1 名）とし、代表が欠席の場合は、当該都道府県スポーツ少年団関係者の代理出席も可とする。なお、参加者は全日程参加可能な者とする。

8. 協議事項

日本スポーツ少年団「第 9 次育成 5 か年計画」の推進について

主テーマ

- 1) 指導者の資格取得促進と資質向上について
(スポーツ少年団登録者処分基準、暴力行為根絶などを含む)
- 2) 幼児加入のための条件整備とアクティブ・チャイルド・プログラムの活用について
- 3) 後継指導者（技術指導者、運営指導者等）の育成について
(リーダー資格取得促進とリーダー活動の充実、育成母集団の活動の充実)

9. 日程 別添日程表参照

10. 経費

参加者には、以下の経費を支給する。なお、以下の経費は、別紙旅費支給申請書の提出に基づき、事業終了後、参加者の指定する金融機関口座に振込にて支給する。また、旅費支給申請書は、以下の経費の領収書等を添付し、受付時に提出すること。

(1) 交通費

参加者の都道府県庁所在地最寄駅を基点とし、本会旅費規程に基づき支給する。但し、東京都は支給の対象外とする。空路を利用する場合は、搭乗証明書を提出すること。

また、埼玉県、千葉県、神奈川県 の 3 県については通いとし、2 日間の交通費のみの支給とする。

(2) 宿泊費

6 月 19 日に東京都内の宿泊施設（ホテル等）を利用した者に対し、宿泊費実費を支給する（1 泊税込 8,000 円上限）。但し、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 の 4 都県からの参加者については支給の対象外とする。

11. その他

- (1) 来たる 5 月 29 日（金）までに欠出用紙を提出すること。
- (2) 会場までの交通手段や宿泊施設は各自で手配すること。
- (3) 旅費支給申請書に添付する領収書等は、交通費と宿泊費の内訳を明示すること（明細書の添付でも可）。なお、交通費は経路を明示し、宿泊費は食事代（朝食や夕食）が含まれているかどうかを明示すること。

～スポーツ界における暴力行為根絶に向けたスローガン～

暴力 0（ゼロ） 心でつなぐスポーツの絆